

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0702)

第2回 栃木地方最低賃金審議会

令和7年7月31日 公開

開催日時	令和7年7月31日(木)		13時32分～14時02分
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人
主要議題	1 最低賃金法第25条第5項及び第6項に基づく関係労使の意見聴取について 2 令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について 3 その他		

議事録・議事要旨	議事録
----------	-----

事務局	<p>只今から、令和7年度第2回栃木地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>労働者代表委員の津村委員が欠席。</p> <p>委員15名中14名の出席があり、最低賃金審議会令第5条第2項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、7名が傍聴することを報告。</p> <p>また、報道機関の取材はないことを報告。</p> <p>それでは、これから議事進行につきましては、藤井会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
-----	--

藤井会長	<p>それではここから、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するようお願いします。</p> <p>なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合には、直ちに退室していただくこともありますので、よろしくお願いします。</p> <p>ではまず、議題（1）の「関係労使からの意見聴取について」ですが、7月5日に開催した第1回審議会において、「関係労使からの意見聴取」を第2回審議会の場で行うこと、発表時間は一人5分とし、意見聴取にかける時間は全体で10分程度とすることが決議されております。</p> <p>その後、意見書の提出を求める旨の公示を行った結果、5件の意見書が提出されました。うち1件につきましては、団体名を含めすべて非公表との要望がありましたので、資料に添付されており意見書はこれを除く4団体からのものを添付しているとのことです。このうち、3団体の方々から、この審議会の場で意見を述べたい旨の申し出がありました。</p> <p>第1回審議会での決議からすると、この場で意見発表を行うのは2団体の方からということになり、それを超える申し出があった場合には、準備の都合上「会長一任」とされておりましたので、今回は「とちぎコープ労働組合の永吉様」と「労働組合わたらせユニオンの小野様」のお二人より、ご意見の発表をしていただくことといたしました。</p> <p>これらの方々より、これから意見発表をしていただきますが、発表に先立ち事務局から説明事項等がありましたら、お願いします。</p>
事務局	
藤井会長	<p>はい。意見聴取の公示後に提出されましたご意見等につきましては、本日お配りさせていただいた資料のうち、資料No.I—1～I—4、ページで言いますと1ページから94ページに編綴させていただいております。</p> <p>また、発表者の方々へのお願いでございますが、発表にかかる持ち時間はお一人5分となっておりますので、時間内での発表にご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、もし5分を超過した場合には、その時点でベルを1回鳴らさせていただきますが、このベルは、「即刻お止めください」という意味ではありません。あくまでも5分経過したことをお知らせするためのものであり、そのまま発表を続けていただいて結構ですが、説明はさらにポイントを絞り簡潔にお願いいたします。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは最初に、とちぎコープ労働組合の永吉様より、意見発表を行っていただきたいと思います。</p> <p>事務局は、案内をお願いします。</p>

<p>事務局</p> <p>藤井会長</p> <p>発表者A</p>	<p>— 発表者を意見発表席に案内 —</p> <p>では、只今より、とちぎコープ労働組合の永吉様より意見発表を行っていただきますが、発言要旨については、お手元の資料9ページ、資料No. I — 1 — 2、にありますので、皆様方はこれを御覧になりながら、御傾聴ください。</p> <p>それでは永吉様、よろしくお願いします。</p> <p>よろしくお願いします。とちぎコープ労働組合の永吉です。</p> <p>私は 2025 年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出しました「2025 年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。</p> <p>とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連では、毎年「パート労働黒書」を発行しています。2024 年度の最低賃金改定後の 12 月から 1 月にかけて、生協や関連会社などで働くパート・アルバイトなど当事者からの声を集め、働き方や暮らしの実態や抱えている悩みなどの実態をヒヤリングを行ったところ、これまで以上に過酷な状況を訴える声が多く寄せられました。</p> <p>11 ページから載せられていますパート労働黒書 No. 12 から見えてきたものとして、一つ目は物価高騰が家計を圧迫しており、食費や光熱費の負担が続いている状況で「炊くお米の量を減らした」、「買い物は週 1 回にして安いスーパーに行くようになった」、「冬場は暖房費節約のために設定温度を下げ、家の中でも厚着で過ごす」など、食費、光熱費を切り詰めていることがわかり、また、食費だけでなく医療費や学費の負担も大きくなっていることがわかりました。</p> <p>二つ目としては、最低賃金の全国一律制度化と、1,500 円以上を求める声が共通しており、非正規労働者の賃金が物価上昇に追い付いていないことで、より高い時給を求める声が多くなっています。</p> <p>三つ目としては、年金だけでは生活できないという老後の不安が強くなっています、「若い頃は年金でゆっくり過ごせると思っていたが、それは無理だと実感している」という声が増えています。</p> <p>四つ目としては、生活のために掛け持ちで働いている人が増加傾向となっており、「生協だけでは生活できず、ダブルワークを決意」、「トリプルワークで週 7 働いている」、「ダブルワークを始めたが、労働時間が長すぎて体がもたない」など、身体的・精神的な負担が大きくなっています。</p> <p>五つ目としては、非正規のままでしか働けない状況が多く、「20 年以上働いているが、正規職員になれない」、「非正規で働き続けるしかない」など、将来が不安との意見が強調され、格差是正を求める声がより強まりました。</p> <p>六つ目としては、収入の変化と就労調整の悩みでは、扶養の壁を気にせず働く決断をした人や、気にせず働きたいという意見が増えまし</p>
------------------------------------	---

	<p>た。</p> <p>以上が「パート労働黒書」から見えてきたものです。</p> <p>今後の暮らしが悪くなるのではないかと懸念される中、最低賃金の引き上げ、社会保険の適用拡大、正規職員との格差是正などを通じて、誰もが自分らしく働き、安心して暮らせる社会の実現を目指し、私たちはずっと声を上げ続けています。</p> <p>パート労働黒書から見えてきた非正規労働者の赤裸々な実態を知っていただき、最低賃金が1円でも多く上がることを願います。</p> <p>最低賃金は時間給労働者だけの問題ではありません。全労連と全国地方組織で取り組んでいる最低生計費資産調査では、これまで取り組んできた調査結果に近年の物価高騰分をふまえた再試算を実施したところ、各地で時給1,700円～1,800円が必要と出ています。</p> <p>地域間格差も問題視されており、中央最低賃金審議会がランク別に目安を出していることが地域間格差が縮まらない原因・要因となっていて、地方最低賃金審議会でも目安通りの引き上げでは格差が広がるばかりです。栃木県最低賃金1,004円の改定に伴って私たちが働くとちぎコープでは、パート・アルバイト職員の時給がやっと1,000円を超えるました。2025年春闘で20～30円引き上りましたが、春闘があるからこそこの賃金引き上げ、小売流通業で働く非正規労働者の多数は未組織で、春闘の恩恵にあずかることはできません。最低賃金の引上げが最貧近傍で働く若い人たちの時給引上げに直結しているのが現状です。</p> <p>本審議会におかれましては、各団体から出された意見書や意見陳述の意見が、少しでも最低賃金の引き上げのきっかけとなり、誰もが人間として自分らしく生き、働き、安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただく事を改めて強く求め、意見陳述とさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の意見発表について、御質問等はありますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
藤井会長	<p>特に御質問がないようでしたら、「とちぎコープ労働組合の永吉様」の意見発表を終了といたします。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>事務局は、ご案内をお願いします。</p>
事務局	<p>— 発表者を案内 —</p>
藤井会長	<p>では、続きまして、労働組合わらせユニオンの小野様より、意見発表を行っていただきたいと思います。</p>

	<p>事務局は、案内をお願いします。</p>
事務局	<p>— 発表者を意見発表席に案内 —</p>
藤井会長	<p>只今より、労働組合わたらせユニオンの小野様から、意見を発表いただきますが、発言要旨については、お手元の資料の 87 ページ、資料 No.I—2—2、にありますので、皆様はこれを御覧になりながら御傾聴ください。</p> <p>それでは、小野様、発表をお願いします。</p>
発表者B	<p>意見陳述の機会を与えていただきましてありがとうございます。</p> <p>佐野地区労とわたらせユニオンを代表して意見陳述をさせて頂きます、わたらせユニオンの小野と申します。</p> <p>意見書を既に提出しておりますので、全般的な意見については意見書を参照していただきたいと思います。</p> <p>意見陳述では、最低賃金の大幅な引き上げと都市部との格差の解消について述べさせていただきます。</p> <p>昨年から私共わたらせユニオンの組合員として、パートで働く保育士がいます。来年で子供を預かる事業を始めて 100 年という佐野では老舗の幼稚園に勤めています。現在では認定こども園として保育業務も一緒に担っています。6名でユニオンに加入し、内 2 名がパートとして働いています。パートの時給引上げの賃上げ交渉をするに当り、昨年 10 月から「1,010 円」で働いていることを聞いて、私たちも低い賃金に驚きました。それまでは「960 円」だったというんです。これでは、コンビニの店員や高校生のアルバイトと同じであり、見事に最低賃金に張り付いた金額です。園との団体交渉では、「パートでも正職員の保育士でも同じ仕事をしています。預かる子供の命の重さは同じなんです。」と、彼女たちは涙ながらに訴えました。彼女たちは国民の暮らしを支え続ける、エッセンシャルワーカーとして、国家資格を持ち、人が社会生活を維持する上で不可欠な仕事に従事しておりますが、最低賃金近傍で働く労働者が多くいます。その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えています。不安定な雇用による失業への不安と、蓄えのない世帯への収入の道が断たれることに怯えています。社会生活の基礎を担う労働の対価として、現在の最低賃金はあまりにも低すぎます。大幅に引き上げていく必要があることを強く求めます。</p> <p>2024 年の人口移動報告、総務省が今年の 1 月に発表しました。これによると、栃木県は、他の自治体へ人口が流出する「転出超過」が前年に続き 2 年連続で 2,000 人を超えることになりました。転出先は首都圏がほとんどで、女性の転出が目立ち、男性の約 3 倍となっています。20 代女性が最も多かったとのことです。これは少子化にも影響することです。これに加えて、賃金構造基本統計調査、厚労省が発表した 23 年の調査によると、フルタイムで働く男女間の賃金格差は栃木県が全国で最も</p>

	<p>大きく、全国ワーストとなってしまっています。栃木県女性の所定内給与の平均額が、男性の 71%に止まり、男女の金額の差は 103,200 円に上がりました。22 年は 73.9%で全国 45 位でした。これは非常に不名誉なことであって、深刻な状況といえます。</p> <p>地方では地域格差により労働力人口が都市部へ流出する危機感が近年、強まっています。昨年の徳島県での時給 84 円の引き上げ、一昨年は佐賀県で目安を 8 円超える引上げがされたように、地方では全国一律最低賃金制度を求める声が高まっています。最低賃金の地域間格差の拡がりが、人口減や人手不足など地方の衰退を促進する要因の一つであることが指摘されています。栃木県も今その現状にあるということを直視し、地方と都市部の早急な地域間格差を是正することが重要であることを申し上げて、意見陳述といたします。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の意見発表について、御質問等はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
藤井会長	<p>特に御質問などがないようでしたら、労働組合わたらせユニオンの小野様の意見発表を終了といたします。</p> <p>貴重なご意見、ありがとうございました。</p> <p>事務局は、席にご案内してください。</p>
事務局	<p>— 発表者を案内 —</p>
藤井会長	<p>第 1 回審議会において決議された最低賃金法第 25 条 5 項及び第 6 項に基づく関係労使からの意見聴取につきましては、以上となります。</p> <p>今後の審議会・専門部会においては、このような御意見も十分に踏まえながら、審議にも反映させていきたいと思いますので、公労使の代表委員の方々は、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
各代表委員	<p>— 了解 —</p>
藤井会長	<p>続きまして、議題（2）に進みます。</p> <p>議題（2）は「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について」ですが、例年ですとこの時期には、中央最低賃金審議会において各ランクごとの引上げ額の目安に関する答申がなされているところですが、あいにく今年はこの作業が遅れているとのことですので、その辺りの状況や今後のこととを含め事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。中央最低賃金審議会におきましては、例年 6 月下旬には目安</p>

	<p>に関する諮問が行われますところ、今年はまずはこれが大幅に遅れ、ようやく7月11日に諮問が行われたところです。</p> <p>その諮問を受け、当初の予定では7月29日までに計4回の目安小委員会での審議を経たうえで結審し、厚生労働大臣への目安の答申を行うという予定でのスケジュールが組まれておりました。</p> <p>しかしながら、これまでの目安小委員会での審議は相当難航しているようであり、7月29日に開催された第4回の目安小委員会においても結審には至らず、本日7月31日13時より、第5回目の目安小委員会が急遽追加開催されるということに相成りましたが、本日の審議もって結審するという保証は必ずしもあるわけではないとのことです。</p> <p>とはいっても、10月1日を例年の改正発効日としている局は、当局を含め全体の半数以上の25局にのぼり、これらの局が例年どおり10/1に改正発効しようとするならば、8月5日が当該地方局における答申のタイムリミットになるということは中央でも重々承知しているはずですので、おそらく一両日中には中央で結審し、地方に目安が示されるであろうと期待も込めて考えております。</p> <p>なお、中央が示す目安はあくまでも目安であり、地方審議はこれに拘束されるものではないということは言わずもがなではございますので、仮に目安の提示がさらに遅れたといたしましても、これを待つことなく栃木としてどんどん改正審議を進めていくこと自体は全く問題ございません。</p> <p>一方で、目安は約20種のデータを中央の公労使委員が様々な観点から分析・検討・議論して導き出した結果であるということからすれば、目安は一定程度説得力のある数字であるということもまた確かかと思われますので、地方における審議におきましても、目安はとても重要なものであると考えております。</p> <p>いずれにいたしましても、場合によりましては早ければ本日の審議中、あるいは明日午後に予定されております第2回専門部会までには、中央における何らかの進展があるものと思われますので、何かしら情報が入り次第、委員の皆様にも速やかに共有させていただこうと思っております。</p> <p>以上、事務局といたしましても、非常に心苦しい説明となってしまい大変申し訳なく思っておりますが、事情ご理解の程、よろしくお願ひいたします。</p> <p>只今の、事務局の説明につきまして、何か質問・御意見等はございますか。</p> <p>— 質問等なし —</p> <p>特に御質問などがないようであれば、ここで会長として一つご提案させていただきます。</p>
藤井会長	
各委員	
藤井会長	

	<p>先ほどの事務局からの説明にもありましたとおり、「目安はあくまでも目安」ではありますが、一方で、中央の示す目安額やその算出根拠等については、私どもが審議を進めて行く上でも一つのポイントとなり得る重要なものであると考えます。</p> <p>この後、第1回専門部会が予定されており、いよいよ実質的な金額審議进入到いくわけですが、中央から未だ目安が示されていない状態ですので、この後の第1回専門部会の中止や延期を含め、今後の審議日程の見直しが必要であるか否か等、皆さんの率直なご意見も伺いたいと思います。</p> <p>私としましては、例えば改正発効日のことを考えましても、審議を尽くしたうえで改正発効日を遅らせるということになるのはともかく、審議スケジュールの遅れにより改正発効日も遅れてしまうというのは本来あってはならないことであると考えます。</p> <p>よって、中央から未だ目安が示されていない状況ではありますが、当初の審議日程を変更することなく、このあと予定どおり第1回専門部会をスタートさせ、労使それぞれの基本的な考え方等の主張を含め、今日のうちに詰められる所までは少しでも詰めておきたいと考えますが、労使の皆さんのお意見はどうでしょうか。</p> <p>まず、労働者側としてはいかがですか。</p>
労・鈴木委員	<p>はい。では私から。</p> <p>先ほど会長からのご提案にもあったとおり、色々と議論した結果であればともかく、単なる審議スケジュール遅れにより改正発効日が遅れてしまうことは、もちろんあってはならないことと考えます。</p> <p>他県の状況について聞きますと、目安が出てから審議を行う県もあるようですが、栃木においては、第1回専門部会では目安云々ではなく労使お互いの主張をまずはぶつけあい、今日は詰められるところまで詰めて、次回じっくり金額審議を行いたいと考えています。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、使用者側はいかがでしょうか。</p>
使・鈴木委員	<p>はい。会長のおっしゃるとおり、目安はあくまで目安であり、そこをスタート地点として審議を進めて行くものではないと思っております。ですので、現段階で目安が示されておりませんが、現時点では特に支障はないものと考えております。</p> <p>また、以前にも今回のように中央の目安答申が遅れたことがありましたが、そういう状況の時でも審議をスタートしておりましたので、今回もこの後の第1回専門部会を予定どおり開催して差支えないと考えております。以上です。</p>
藤井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、労使ともに予定どおり第1回専門部会を開催して審議を進め</p>

	<p>て行く方向でのご意見をいただきましたので、中央の目安答申は遅れていますが、私ども栃木の審議会としましては、これを待つことなく、予定どおり第1回専門部会を開催し、審議を進めて行くこといたします。</p> <p>では、この中で専門部会の委員に任命されておられる方々、事務局の方々、そのおつもりでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、本日提出されております資料につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	— 資料説明 —
藤井会長	只今の事務局からの説明について、質問等はございますか。
各委員	— 質問等なし —
藤井会長	よろしいですか。
	では、本日は、事務局からの提出資料とは別に労働者側からも独自の資料が提出されておりますので、労働者代表委員のどなたか、簡単に結構ですので説明をお願いします。
労・鈴木委員	<p>では、私から説明いたします。</p> <p>お手元の水色の表紙の資料になりますが、2024連合リビングウェイジ報告書について、かいつまんで説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まずは、説明の機会をいただきましてありがとうございます。</p> <p>労働者側では、毎年の審議会において、連合リビングウェイジのデータを基とした主張を度々させていただいておりますので、今回は、正式に「労働者側提出資料」として事前に提出させていただきました。</p> <p>早速ですが、そもそもこの連合リビングウェイジとはどういうものなのかを説明をさせていただきます。</p> <p>4ページをお開きください。連合リビングウェイジとは、労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準を連合が独自に試算をしているものになります。</p> <p>基本的な枠組みの試算に当たっての考え方については、労働者として健康的に働き続けるための基本となる衣食住と保健・医療に関わる費用、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的つながりに必要な交通・通信費・交際費、健康で文化的な最低限度の生活を営むのに必要な教育費・教養・娯楽費を費目ごとにマーケット・バスケット方式により設定しているものになります。マーケット・バスケット方式についての説明は脚注4に記載しておりますが、最低限度の生活を送るのに絶対に必要な品目・サービスなど、必需品の個数、枚数など一つ一つ積み上げて計算したものになります。</p> <p>5ページになりますが、価格調査などの地域は、埼玉県さいたま市</p>

	<p>を設定しております。さいたま市は、首都である東京都に最も近い県庁所在地であることや、公共交通機関を利用すれば、通勤・通学に不便なく東京都内に行き来することが出来ること、また家賃相場は東京都内より比較的低いこと、また、リビングウェイジについては2003年から4～5年おきに調査が行われており、いずれもさいたま市で行われており、調査の継続性というのも加味し、さいたま市で調査を行ったというものになります。</p> <p>6ページになりますが、連合リビングウェイジ総括表になります。</p> <p>世帯構成は、単身成人世帯、成人と保育児世帯、いわゆる一人親の世帯を想定しております。次に成人男女、いわゆる夫婦二人の世帯を想定しながら構成しております。</p> <p>そういういたところで必要な品目を積み重ねて年間に必要な生計費を算出し、それに必要な税・社会保険料を加えたものを年額で出し、月額で出し、さらに時間額ということで月165時間の労働時間で割ったものを時給換算したものになります。</p> <p>7ページ目以降については項目別の算出の考え方のため、こちらについては説明を省略させていただきます。</p> <p>14ページになりますが、各都道府県ごとの連合リビングウェイジにつきましては、先ほど説明したさいたま市のリビングウェイジを住居費と住居費以外に分けまして地域差を推計し、都道府県ごとに換算して、両者を合算して各都道府県ごとのリビングウェイジを算出しております。</p> <p>一番最後のページにつきましては、各都道府県ごとの連合リビングウェイジということでそれぞれの金額を記載しております。上から、地賃の高い順から並んでおりますが、15番目が栃木県ということで、こちらは「自動車保有あり」と「自動車保有なし」で分けてありますが、①に記載されておりますのが「自動車保有なし」の時間額になります。③に記載されておりますのが「自動車保有あり」で算出した時間額でございます。</p> <p>冒頭、連合リビングウェイジは連合独自の資料と申し上げましたが、あくまでも連合組合員の生活実態を調査・集計したものではなく、マーケット・商業施設などでの価格調査や国が公表するデータを用いて試算しているものであって、公平・公正な最低賃金審議会における一つの検討材料として遜色のない資料であると考えております。</p> <p>以上です。</p>
藤井会長	只今の労働者側の説明に対して、御質問などございませんか。
各委員	— 質問等なし —
藤井会長	特に質問が無いようですので、次の議題（3）に進みます。 議題（3）の「その他」ですが、まずは今後の日程等について、事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。先ほどの説明と重複する部分もございますが、ご容赦ください。</p> <p>栃木県最低賃金の改正審議につきましては、例年、10月1日改正発効を目指し、集中審議をお願いしているところですが、今年度におきましても例年どおりの改正発効日とすることを前提とした場合、まずは8月5日(火)午後4時から第3回栃木地方最低賃金審議会を開催し、そこで答申をいただき、さらに、その日のうちに答申に対する異議申し出の公示を行う必要がございます。</p> <p>異議申し出の期間は、最賃法第11条に基づき公示の翌日から起算して15日間、すなわち8月20日までが公示期間となります。</p> <p>この間に異議の申出がなされた場合には、8月21日(木)午前10時から予定しております第4回栃木地方最低賃金審議会において、異議申し出に係る審議を改めて諮問させていただき、その場でご審議の上、ご答申をいただき、さらにその後、その答申額を基に栃木労働局長が正式に「改正する」旨を決裁する作業がありますが、その時点で初めて本年度の改正額及び改正発効日が確定することとなります。</p> <p>なお、改正額及び改正発効日が確定しましても、発効日の最低30日前には官報における公示を行わなければ、その効力は発生いたしません。</p> <p>よって、今後の答申次第ではありますが、仮に例年どおりの10月1日にその効力を発したいのであれば、遅くともその30日前である9月1日付けの官報に掲載されなければならず、その原稿の入稿は8月21日が締切日となっております。</p> <p>すべてギリギリのタイミングであり、委員の皆様には窮屈なスケジュールを押し付けるようて大変申し訳ございませんが、これらの日程が10月1日を改正発効日とする場合のタイムリミットとなりますので、事情ご理解の程、よろしくお願ひいたします。</p>
藤井会長	
各委員	<p>— 了解 —</p>
藤井会長	

	会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により公開いたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
労・鈴木委員	労働者側は、私、鈴木でお願いします。
使・鈴木委員	使用者側は、私、鈴木でお願いします。
藤井会長	それでは、労働者側の鈴木委員と使用者側の鈴木委員にお願いいたします。 以上で、第2回栃木地方最低賃金審議会の審議は全て終了しました。 これをもって、閉会いたします。